

保護者様

鳥栖市教育委員会

## タブレット型端末等の貸出（持ち帰り）に関する同意書の提出について

日頃より鳥栖市の学校運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

鳥栖市では、国のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人1台のタブレット型端末（以下、「端末」という。）の活用について、持ち帰りを含め、学校内外を問わず、徐々に広げてまいりたいと考えております。

ご家庭への持ち帰りについては、これまで各学校において、試行的に実施してまいりましたが、今後は、夏季休業時の持ち帰りなど、本格的な運用を実施予定です。

つきましては、端末等の貸出について、下記をご確認いただき、別添の「端末等の貸出に関する同意書」を1学期末までに学校にご提出いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 ご提出いただきたい書類

端末等の貸出（持ち帰り）に関する同意書（提出書類）

※ 児童・生徒1人につき1枚です。7月8日（金）までに学級担任へ提出してください。

#### 2 ご家庭への持ち帰る際の貸し出し機器

端末及び充電用ケーブル

#### 3 端末のご家庭での使用に関する注意事項

##### (1) Web 閲覧制限について

自宅から端末でインターネットを閲覧する際は、児童生徒が有害なサイトに入れないよう、Web 閲覧制限をかけています。ただし、ご家庭においても学校が指定している目的以外で利用していないか、日頃から保護者の方も確認していただくようお願いいたします。

##### (2) 端末の利用時間について

ご家庭での利用時間をお子様と保護者で話し合っってしっかりと決めるようにしてください。夜遅い時間の使用は健康によくありません。特に、長時間の使用や就寝前の使用は控えるようにしてください。

##### (3) ご家庭での電気代、通信利用料について

持ち帰ってご使用される端末は、充電を行い、インターネットに接続し、クラウドサービスを利用します。その際、ご家庭の電気及び通信環境を利用いただくことになります。

ご協力をお願いします。

不測の事態に備えるための保険加入（任意）については、各家庭でご判断ください。（佐賀県PTA連合会の「小・中学校総合保障制度」などの保険には学校等からの借用物に対する賠償責任への保障があります。また、各種保険にも日常生活における賠償特約等が付帯されていることもありますので、各自お確かめください。

※賠償責任保障は損害額すべてを保障するものではありません。事前に補償金額等の確認をお願いします。

問い合わせ先 教育委員会 教育総務課 TEL0942-85-3691  
学校教育課 TEL0942-85-3520

# 端末等の貸出（持ち帰り）に関する同意内容

（提出していただく同意書と同じ内容を記載しております。）

- 1 物品名（端末等）
- ・ 端末(Chromebook)
  - ・ 充電用ケーブル

## 2 借用対象期間

令和4年7月1日（金）～卒業（転校）予定日

※ 端末の持ち帰りや返却については、そのつど学校からお知らせします。

## 3 借用の目的

家庭における持ち帰り学習等に利用するため。

## 4 確認事項

- (1) 端末等を家庭へ持ち帰った場合、家庭学習等の目的以外での利用はできません。接続先等を確認することがあります。
- (2) 端末等の第三者への貸し出しは禁止です。家庭内でも学習者以外は利用できません。
- (3) 家庭での利用終了後は必ず学校に返却してください。
- (4) 端末等を家庭へ持ち帰った場合は、家庭において責任を持って管理し、紛失、破損した場合は、保護者の方がすぐに学校に連絡してください。
- (5) 貸出されている端末を故障、または破損させてしまった場合には、その理由によっては、修理代をご家庭で負担していただく場合があります。また、持ち帰り時の紛失・盗難の場合は、ご家庭で全額負担していただきます。家庭で盗難にあった場合は保護者から警察へ盗難届を提出してください。
- (6) 家庭での端末の利用による電気代、通信利用料は家庭での負担となります。
- (7) 学校が指定する家庭学習等の目的以外で機器を利用すると、有害サイトへ繋がり予想外のトラブルが発生する恐れがあります。学習上必要のないサイトの閲覧は禁止です。
- (8) 不適切な端末の利用による情報漏洩等、利用者に発生した損害については借用者の自己負担となります。学校及び教育委員会は責任を負いません。

### 【 やってはいけないことの例 ※不適切な利用例 】

- \* 個人的なメールアドレス、クラウドサービス用アカウント等の利用
- \* 個人の住所、電話番号等の個人情報の入力
- \* 学習上必要のないウェブサイトの閲覧
- \* アプリ内課金及びインターネット上での金融決済
- \* 他人の気持ちを害するような書き込み、表現等を行うこと



情報モラルに関する動画  
(文部科学省)

具体例につきましては、こちらの動画で  
お子様と一緒にご確認ください。